

「大阪府ファシリティマネジメント基本方針（第2期）」

（大阪府公共施設等総合管理計画）

～参考資料編～

令和8年3月

大阪府

## 目 次

1	用語の定義	2
2	耐用年数の例	3
3	保全管理データベース（イメージ例）	4
4	第1期計画期間における総量最適化・有効活用の取組結果	5
5	地方独立行政法人のファシリティマネジメント基本方針等一覧	9
6	ファシリティマネジメント推進会議設置要綱	10
7	次期大阪府ファシリティマネジメント基本方針の策定検討コアメンバー会議設置要綱	13

## 1 用語の定義

用語	定義
公共施設等 ※1	公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。なお、地方独立行政法人が保有する施設など、当該地方公共団体が所有していないが、維持管理・更新費等の財政負担を負うことが見込まれる施設を含む。
建物 ※2	学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。
インフラ施設 ※2	道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。
個別施設計画 ※3	当該地方公共団体における公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画をいう。
保全 ※4	建築物の当初の性能の維持・確保のほか、現行法令や社会的・経済的な要請として必要とされる性能を維持・確保できるよう建築物を良好な状態に保つこと。
維持管理・修繕 ※1	施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。
補修 ※4	建築物の機能・性能を実用上支障のない状態（許容できる性能レベル）まで回復させること。
修繕 ※4	建築物の機能・性能を当初の性能水準まで回復させること。
改修 ※1	公共施設等を直すこと。なお、改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
更新 ※1	老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。
予防保全 ※4	建築物の部分等に不具合・故障が生じる前に修繕等を行い、性能・機能を所定の状態に維持すること。
事後保全 ※4	劣化や不具合が生じてから措置を行うこと。
PPP ※1	Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
PFI ※1	Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。
会計区分 ※5	地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計に区分して経理されており、その中には、一般行政活動に係るものと公営事業会計に係るものがある。
普通会計 ※5	一般会計と特別会計のうち一般行政活動に係るものを一つの会計で経理されたものとみなして整理した会計の呼称。個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な把握及び比較が困難であることから、地方財政状況調査上、便宜的に用いられる会計区分。
公営事業会計 ※5	大阪府の場合、企業会計、港湾整備事業及び国民健康保険に係る会計の総称。

※1 令和5年10月 総務省指針「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について」

※2 平成30年4月 総務省事務連絡「公共施設等の適正管理の更なる推進について」

※3 令和7年4月 総務省「令和7年度地方債同意等基準運用要綱」

※4 令和7年3月 国土交通省「国家機関の建築物等の保全の現況」

※5 令和7年3月 総務省「地方財政の状況」・令和7年9月 大阪府「財政ノート」

## 2 耐用年数の例

事業の条件や課税対象価額の算定など、各制度では各目的に応じた基準として「耐用年数」を設定している。したがって、これらは具体的な個々の対象物の使用可能な年数または不可能となる年数を示すものではない。

### 例1：当方針で、対象物全体の目安等の検討の参考としたもの（本文 p19「注」参照）

#### 公営住宅法施行令（公営住宅の事業実施の基準の例）

第十三条 事業主体は、次の表の上欄各項に定める住宅に応じてそれぞれ下欄各項に定める耐用年限の四分の一を経過した公営住宅を引き続き管理することが災害その他の事由により不相当となり、かつ、その敷地を公営住宅の敷地として保有する必要がある場合において、当該住宅の維持保全上適当であると認められるときは、法第四十四条第一項の規定により、当該住宅（その敷地を含む。）を、その複成価格を基準として事業主体が定める価額で入居者、入居者の組織する団体又は営利を目的としない法人に譲渡することができる。この場合において、災害による損傷その他特別の事由によりその価額が著しく適正を欠くと認めるときは、事業主体は、国土交通大臣の承認を得て、別に譲渡の価額を定めることができる。

住宅	耐用年限
耐火構造の住宅	七十年
準耐火構造の住宅	四十五年
木造の住宅	三十年

### 例2：第1期以前、建物の建替時期の一般的な想定を参考とされていたもの

#### 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（課税対象の価額の算定の基準の例）

##### 別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表

種類	構造又は用途	細目	耐用年数
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造 又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの	年 五〇

### 3 保全管理データベース (イメージ例)

建物名称: オオサカ事務所\_本館

【索引番号:12345678900, 財産番号:1】

【所管:オオサカ部\_オオサカ課】

(延床面積:\*\*\*\*m<sup>2</sup>, 建築面積:\*\*\*\*m<sup>2</sup>, 構造:SRC, 建築年度:2000年)

本来「更新  
想定周期」  
による「予  
防保全」  
すべきもの  
↓

最後に「躯体  
設置保護・  
(更新)基幹  
した設備」  
のみ  
↓

「現時点(20  
26年度時点  
を想定)」で、  
更新想定周期  
に到達してい  
るものは「20  
26」と表示  
↓

工種	区分	中項目	小項目	仕様	躯体保護・ 基幹設備	数量	単位	設置場所	更新 想定 周期 (年)	最終 更新 年度	劣化・ 経年度 (「更新 想定周 期」超 過度)	(参考) 想定周期に よる場合の 次回更新年度	
建築	屋根	屋上防水	アスファルト防水 押えコンクリート	アスファルト防水	○	****	m	本館	30	2000	b	2030	
		屋上防水	合成高分子系ルー フィング防水(厚1.2)	シート防水	○	****	m	本館	20	2000	c	2026	
		屋上防水	モルタル防水	モルタル防水	○	****	m	本館	20	2000	c	2026	
		屋上防水	ウレタン系(X-1)	塗膜防水(笠木)	○	****	m	本館	20	2000	c	2026	
	外壁	外壁仕上塗材	外壁仕上塗材(打ち 放し塗装仕上げ)	複層仕上塗材(コンクリート下地 可とう形複層塗材, CE)	○	****	m	本館	15	2016	b	2031	
		外壁シリング	変性シリコン	外壁廻りシール	○	****	m	本館	15	2016	b	2031	
	外部建具	外部アルミ建具	引違窓 (1,700×1,500×70)	建具 AW	○	****	箇所	本館	40	2000	b	2040	
		外部鋼製建具	片開扉SOP (900×2,000×120)	建具 SD	○	****	箇所	本館	30	2000	b	2030	
	電気	内部仕上	内装	事務所A	内装仕上げ	-	****	m	本館	-	2000	-	-
		昇降機設備	昇降機	乗用エレベーター ロープ式	定員:11名、60m/min、停止階 数:4	○	****	台	本館	30	2000	b	2030
引込設備		高圧開閉器	高圧気中開閉器盤	7.2kV 300A ZPD_ZCT_DGR内蔵	○	****	台	屋外	25	2025	a	2050	
		高圧引込	高圧ケーブル	6kV CVT 38mm2(管内)	○	****	m	屋外	30	2000	b	2030	
受変電設備		高圧引込	高圧ケーブル	端末処理 6kV GVT-38mm2(屋外)	○	****	箇所	屋外	30	2000	b	2030	
		高圧受配電盤	受電盤	受電盤(屋内)	○	****	面	電気室	30	2000	b	2030	
		高圧受配電盤	高圧受配電盤	高圧配電盤 計器用変圧変流器盤	○	****	面	電気室	30	2000	b	2030	
		高圧変圧器盤	高圧変圧器盤 100kVA	変圧器盤(屋内) 単相 100kVA	○	****	面	電気室	30	2000	b	2030	
		高圧変圧器盤	高圧変圧器盤 300kVA	変圧器盤(屋内) 三相 300kVA	○	****	面	電気室	30	2000	b	2030	
		高圧コンデンサ盤	高圧コンデンサ盤 75kVar	高圧コンデンサ盤 三相 75kvar	○	****	面	電気室	30	2000	b	2030	
	高圧変圧器	変圧器	1φ3W 6.6kV/210-105V モールド 100kVA	○	****	台	電気室	30	2000	b	2030		
	高圧変圧器	変圧器	3φ3W 6.6kV/210V モールド 200kVA	○	****	台	電気室	30	2000	b	2030		
	高圧進相コンデンサ	高圧機器	高圧コンデンサ 75kVar	○	****	台	電気室	30	2000	b	2030		
	高圧直列リアクトル	高圧機器	直列リアクトル 3.19kVar	○	****	台	電気室	30	2000	b	2030		
発電設備	非常用ディーゼル発電 燃料小出槽	非常用ディーゼル発電 燃料小出槽	A重油 200V 75kVA 950リットル 鋼板製角形 架台付	○	****	台	屋外	30	2000	b	2030		
防災設備	自動火災報知設備	P型1級	端末機器含む	○	****	m	1階	20	2020	b	2040		
	非常照明設備	非常用照明設備	蓄電池内蔵型	○	****	m	階段	20	2000	c	2026		
電灯コンセント設備	電灯・コンセント	電灯盤	電灯盤	-	****	m	各階	25	2000	-	-		
	電灯・コンセント	電灯コンセント	電灯コンセント	-	****	m	各階	20	2000	-	-		
動力設備	動力	動力盤・制御盤	制御盤(個別空調)	-	****	m	各階	25	2000	-	-		
電話交換設備	電話交換設備	電子交換機	電子交換機	-	****	回線	1階	20	2000	-	-		
機械	空調熱源設備	冷凍機	冷温水発生機	R-1 ガスパック(冷却塔、冷却 水ポンプ付) 冷却能力:70RT 205740kcal/h	○	****	基	屋上	20	2023	a	2043	
		ポンプ	冷温水二次ポンプ	PCH-1 ACU-系統 片吸込渦巻ポ ンプ 80φ×710 l/min×20m× 5.5kw	○	****	台	機械室	20	2023	a	2043	
		タンク類	膨張タンク	TE-1 鋼板製 100L 500×500× 500h	○	****	基	機械室	30	2000	b	2030	
	消火設備	ポンプ	消火ポンプユニット	FP-1 65φ×300l/min×60m× 11kw	○	****	台	機械室	20	2000	c	2026	
		タンク類	消火用水槽	FRP製一体型 50m <sup>3</sup> 4,500×4,500×3,000H	○	****	基	機械室	30	2000	b	2030	
		タンク類	消火用補給水槽	SUS製 200L 600×600×800H	○	****	基	屋上	30	2000	b	2030	
		消火設備	屋内消火栓	-	○	****	m	各階	30	2000	b	2030	
	給水設備	タンク類	受水槽	FRP製一体型 10m <sup>3</sup> 4,300×1,500×2,000h	○	****	基	機械室	30	2000	b	2030	
		タンク類	高架水槽	FRP製一体型 2m <sup>3</sup> 1,500×1,500×1,000h	○	****	基	屋上	30	2000	b	2030	
		ポンプ	揚水ポンプ	50φ×40φ×400 l/min×34.5m ×3.7kw	○	****	台	機械室	20	2023	a	2043	
排水設備	ポンプ	汚水水中ポンプ	PD-1 汚水水中ポンプ 80φ× 170 l/min×10m×1.5kw	○	****	台	機械室	15	2016	b	2031		
	ポンプ	雨水水中ポンプ	PD-2 雑排水水中ポンプ 65φ×400 l/min×10m×1.5kw	○	****	台	機械室	15	2016	b	2031		
	ポンプ	湧水水中ポンプ	PD-3 雑排水水中ポンプ 50φ×200 l/min×10m×1.5kw	○	****	台	機械室	15	2016	b	2031		
排煙設備	排煙設備	排煙機	FSM-1 片吸込多翼型 #3-1/2×13300m <sup>2</sup> /h×3.7kw	○	****	台	機械室	25	2000	b	2026		
換気設備	換気設備	換気設備	セントラル式	-	****	m	各階	20	2000	-	-		
	換気設備	換気設備	個別	-	****	m	各階	20	2000	-	-		
空調設備	空調設備	空調設備	セントラル式	-	****	m	各階	20	2000	-	-		
	空調設備	空調設備	個別	-	****	m	各階	15	2000	-	-		
給湯設備	給湯設備	ガス給湯器	ガス給湯器	-	****	m	各階	10	2000	-	-		
給排水衛生設備	給排水衛生設備	給水設備	給水設備	-	****	m	各階	30	2000	-	-		
	給排水衛生設備	衛生設備	衛生設備	-	****	m	各階	30	2000	-	-		
	給排水衛生設備	排水設備	排水設備	-	****	m	各階	30	2000	-	-		

#### 4 第1期 計画期間における総量最適化・有効活用の取組結果

ファシリティマネジメント基本方針（第1期）では、新規施設整備を抑制し、将来の利用需要に応じた施設の有効活用や総量の最適化を図ることを基本的な方針としたうえで、(1)新規施設整備の抑制 (2)施設保有量の最適化（人口減少社会に対応した施設総量へ）(3)既存施設の有効活用の推進（人口動態、社会環境変化への対応）を実施方針とし、次のとおり取り組んだ。

##### (1) 新規施設整備の抑制

平成27年3月時点で1,591施設（インフラ資産を除く）であったが、令和7年3月時点で1,551施設となり、40施設減少した。施設の増減の内訳については次のとおりである。

《内訳》

##### ○本庁舎・その他：▲22施設

[増加] 21施設

- ・新設：14（中河内府民センター倉庫棟、大阪府枚方土木事務所倉庫兼駐車場 等）、
- ・その他（所管変更・用途変更 等）：7

[減少] 43施設

- ・施設の廃止：▲39（谷町福祉センター、社会福祉センター、守口保健所 等）
- ・その他（所管変更・名称変更等）：▲4

##### ○学校：28施設

[増加] 30施設

- ・新設：2（枚方支援学校、むらの高等支援学校）
- ・市町村より移管：28（淀商業高等学校、桜宮高等学校、平野支援学校 等）

[減少] 2施設

- ・その他（集計方法の変更）：▲2施設

##### ○警察施設：▲36施設

[増加] 16施設

- ・新設・建替え：13（天満警察署、豊中警察署、上町交番、築港交番 等）
- ・その他（集計方法の変更）：3

[減少] 52施設

- ・施設の廃止：▲52（大阪府警察放出待機宿舍、大阪府警察住道单身寮、牧落交番 等）

##### ○府営住宅：▲10施設（増加20／減少▲30）

[増加] 20施設

- ・建替え17（羽曳野古市、吹田桃山台、豊中新千里南 等）
- ・その他3（名称変更 等）

[減少] 30施設

- ・市町村へ移管▲22（瓜破、大東寺川、池田神田、門真北島 等）
- ・廃止▲7（高槻宮が谷、原山台4丁 等）
- ・その他（名称変更等）：▲1

(2) 施設保有量の最適化（人口減少社会に対応した施設総量へ）

人口動態の変化による個々の施設の需要見込みを踏まえ、施設の減築、集約化、売却等により施設保有量の縮減を図り、次世代に継承可能な施設保有量を実現するため、総量最適化・有効活用に係る点検を実施した。

築後 25 年目には、有効活用度、必要性、適正規模等、将来的な施設需要、建替え・修繕コストを、築後 50 年目には、25 年目の項目に加えて、劣化度、安全性などの点検し、将来的な活用方針の検討を行った。また、平成 29～令和元年度には、25・50 年目にあらず、延床面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の建物を有する施設を点検した。

また、将来に大きな財政負担を残さないかたちで施設を維持更新していくため、未利用財産の売却等に努めた。

《対象施設》

一般会計の建物で、施設類型が「警察施設」、「学校」、「本庁舎」、「その他」の施設（1,451 施設）。ただし、延床面積 200 m<sup>2</sup>未満のみの施設や、撤去・廃止・売却等の方針が決定しているものを除く。各年度の点検実績は表 1 のとおりである。

表 1 総量最適化・有効活用に係る各年度の点検施設数

年度	築後年数		延床面積	点検施設数
	25・50 年目	25・50 年目以外		
平成 28 年度(2016 年度)	○	—	1,000 m <sup>2</sup> 以上	36
平成 29 年度(2017 年度)	○	○	1,000 m <sup>2</sup> 以上	77
平成 30 年度(2018 年度)	○	○	1,000 m <sup>2</sup> 以上	93
令和元年度(2019 年度)	○	○	1,000 m <sup>2</sup> 以上	37
	—	○	200 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	24
令和 2 年度(2020 年度)	○	—	200 m <sup>2</sup> 以上	35
令和 3 年度(2021 年度)	○	—	200 m <sup>2</sup> 以上	29
令和 4 年度(2022 年度)	○	—	200 m <sup>2</sup> 以上	27
令和 5 年度(2023 年度)	○	—	200 m <sup>2</sup> 以上	21
令和 6 年度(2024 年度)	○	—	200 m <sup>2</sup> 以上	32
令和 7 年度(2025 年度)	○	—	200 m <sup>2</sup> 以上	27
合計				438

※上記、表 1 で実施した個別施設ごとの点検とは別に、当面の予防保全推進のため、平成 29 年度に施設類型別計画等により包括して点検（防災施設、本庁舎、学校、警察施設、一般インフラ施設）を実施。

《点検結果》

施設の活用方針の点検を実施した。結果は表2のとおりである。

表2 施設の活用方針の検討結果

区分	平成28～令和7年度 合計 (2016～2025年度 合計)		
	施設数	棟数	延床面積 (㎡)
I 維持	251	1,608	2,531,666.68
II 建替え	10	42	41,182.17
III 有効活用	4	13	25,487.67
IV 撤去、廃止等	25	122	273,272.75
継続協議 等	9	60	138,248.39
計	299	1,845	3,009,857.66

《売却実績》

第1期方針期間中に売却した施設は、34施設、約266億円であり、詳細は表3のとおりとなる。

表3 売却施設（一覧）

年度	施設名	金額 (円)	所在地
平成28年度 (2016年度)	元大阪府警察東長居待機宿舎	744,714,000	大阪市住吉区
	元守口高等職業技術専門校	3,210,000,000	守口市、大阪市旭区
	元視覚支援学校	2,369,253,000	大阪市住吉区
	元寝屋川水系南部工区事務所	278,990,000	東大阪市
	元大阪府警察萩之茶屋交番	7,770,000	大阪市西成区
	元東部流域下水道事務所	450,022,000	東大阪市
	元大阪府警察住道单身寮	162,000,000	大東市
平成29年度 (2017年度)	元警察北千里待機宿舎	2,374,043,000	吹田市
	元警察泉大津待機宿舎	820,638,000	泉大津市
	堺泉北港等上屋 ほか4施設	647,546,400	堺市堺区、泉大津市、貝塚市
平成30年度 (2018年度)	りんくうタウン駅ビル	54,736,958	泉佐野市
	元警察竹見台待機宿舎	2,235,400,000	吹田市
令和元年度 (2019年度)	元守口保健所	232,800,000	守口市
	元府警吹田1（青山台）待機宿舎	1,717,500,000	吹田市
	元府警池田待機宿舎	298,000,000	池田市
	元警察阪南①待機宿舎（第1棟）	23,450,000	阪南市
	元警察阪南①待機宿舎（第2棟）	15,150,000	阪南市
令和2年度 (2020年度)	元府警城東③待機宿舎	252,910,000	大阪市城東区
	元I Tステーション	1,675,000,000	大阪市天王寺区
令和3年度 (2021年度)	元府警堺①待機宿舎	126,080,000	堺市堺区
	元大阪府谷町福祉センター 元盲人福祉センター及び 元障がい者社会参加促進センター	851,100,000 3,058,895,000	大阪市中央区 大阪市天王寺区
令和4年度 (2022年度)	元府警堺北2（堺東）待機宿舎	1,844,000,000	堺市北区
令和5年度 (2023年度)	寝屋川水系元東部工区事務所	314,093,000	大東市
	府警本部（元）旭待機宿舎	2,400,000,000	大阪市旭区
令和6年度 (2024年度)	白鷺警ら連絡所	20,890,000	大阪市東住吉区
	南港警ら連絡所	23,770,000	大阪市住之江区
	御崎警ら連絡所	10,620,000	大阪市住之江区
令和7年度 (2025年度)	旧池田ども家庭センター跡地	181,810,000	池田市
	旧岸和田子ども家庭センター跡地	197,429,000	岸和田市
合計（34施設）		26,598,610,358	

※第1期方針の対象財産となる公共施設で、府営住宅を除く。

(3) 既存施設の有効活用の推進（人口動態、社会環境変化への対応）

総量最適化・有効活用に係る点検（上記(2)の点検）において、施設の利用状況等の有効活用度合いの把握したことに加え、平成 28 年度より、減損の兆候を判断する指標で前年度の数値が、0.5 未満の施設や 3 年連続で 0.8 未満の施設等に対して点検を実施（ただし、2 年以内に(2)の点検を実施した施設等をのぞく）。10 年間で延べ 92 施設に対して点検し、既存施設の有効活用の推進に努めた（評価指標による有効活用点検）。

各年度の点検実績は表 4 のとおりである。

表 4 評価指標による有効活用点検施設数

（単位：施設数）

年度	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	合計
対象施設	45	87	94	102	53	86	101	92	90	115	865
点検施設	38	16	4	2	4	7	10	5	4	2	92

※「減損の兆候を判断する指標」：固定資産に減損が生じている可能性を示す事象があるかどうかを確認するもの。固定資産の「減損」とは、固定資産に現在期待される行政サービス提供能力が当該資産の取得時に比べて著しく減少し将来にわたりその回復が見込めない状態又は固定資産の将来の経済的便益が著しく減少した状態をいう。

## 5 地方独立行政法人のファシリティマネジメント基本方針等一覧

総合管理計画	個別施設計画
公立大学法人大阪 『ファシリティマネジメント基本方針』 (公共施設等総合管理計画)	公立大学法人大阪 ファシリティマネジメント基本方針に基づく個別施設計画
地方独立行政法人大阪府立病院機構 『ファシリティマネジメント基本方針』 (公共施設等総合管理計画)	地方独立行政法人大阪府立病院機構 「ファシリティマネジメント基本方針」に基づく個別施設計画
地方独立行政法人大阪産業技術研究所和泉センター 『ファシリティマネジメント基本方針』 (公共施設等総合管理計画)	地方独立行政法人大阪産業技術研究所和泉センター ファシリティマネジメント基本方針に基づく個別施設計画
地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 『ファシリティマネジメント基本方針』 (公共施設等総合管理計画)	地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 ファシリティマネジメント基本方針に基づく個別施設計画
地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所 『ファシリティマネジメント基本方針』 (公共施設等総合管理計画)	地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所 ファシリティマネジメント基本方針に基づく個別施設計画

## 6 ファシリティマネジメント推進会議設置要綱

### (目的)

第1条 大阪府が所有する公共施設等の計画的な修繕・建替えや利用需要に応じた有効活用を図るファシリティマネジメントを推進するため、ファシリティマネジメント推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事項を協議する。

- (1)公共施設等のファシリティマネジメントの基本方針に関すること。
- (2)基本方針に基づいたマネジメントに関すること。

2 前項第1号に基づき、推進会議において、その検討の対象とする施設は、次の各号に該当するものとする。

- (1)大阪府が所有するすべての建物。
- (2)大阪府が所有する道路、河川、下水道、港湾、漁港、農道、ため池等のインフラ資産。
- (3)その他、議長が特に検討の必要があると認めるもの。

### (組織等)

第3条 推進会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 推進会議に議長をおくこととし、議長は財務部財産活用課長の職にある者をもって充てる。
- 3 議長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した者がその職を代理する。
- 5 議長は、必要に応じ、事案に関係のある職員の出席を求めることができる。

### (下部組織)

第4条 議長が必要と認めるときは推進会議のもとに連絡員会議を置くことができる。

- 2 議長が必要と認めるときはワーキンググループ等を設置することができる。

### (事務局)

第5条 推進会議の事務局は、財務部財産活用課に置く。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 5 月 13 日から施行する。  
この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。  
この要綱は、平成 27 年 10 月 29 日から施行する。  
この要綱は、平成 28 年 4 月 25 日から施行する。  
この要綱は、平成 29 年 4 月 20 日から施行する。  
この要綱は、令和元年 5 月 31 日から施行する。  
この要綱は、令和 3 年 5 月 7 日から施行する。  
この要綱は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。  
この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。  
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

部局	構成員
危機管理監	危機管理室 防災企画課長
政策企画部	政策企画総務課長
総務部	庁舎室 庁舎管理課長
	庁舎室 庁舎整備課長
財務部	財政課長
	行政経営課長
	税務局 税政課長
	財産活用課長
府民文化部	府民文化総務課長
福祉部	福祉総務課長
健康医療部	健康医療総務課長
商工労働部	商工労働総務課長
環境農林水産部	環境農林水産総務課長
都市整備部	都市整備総務課長
	事業調整室 事業企画課長
	住宅建築局居住企画課長
	住宅建築局住宅経営室 施設保全課長
	住宅建築局公共建築室 計画課長
大阪港湾局	泉州港湾・海岸部 総務振興課長
	泉州港湾・海岸部 事業企画・防災課長
教育庁	教育総務企画課長
	施設財務課長
警察本部	施設課長
	交通規制課長

## 7 次期大阪府ファシリティマネジメント基本方針の策定検討コアメンバー会議設置要綱

### (設置)

第1条 大阪府ファシリティマネジメント基本方針の次期方針策定に向けた検討を行うため、ファシリティマネジメント推進会議設置要綱（平成27年5月13日施行）第4条の規定に基づき、ファシリティマネジメント推進会議のもとに、大阪府ファシリティマネジメント基本方針の次期方針策定検討コアメンバー会議（以下「コアメンバー会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 コアメンバー会議は、次期大阪府ファシリティマネジメント基本方針策定に係る次の事項について検討を行う。

- (1) 大阪府ファシリティマネジメント基本方針の課題検証と対応案
- (2) 国の計画及び大阪府の他計画との整合性
- (3) 次期の基本方針における推進体制
- (4) その他検討しておくべき事項に関する事

### (組織等)

第3条 コアメンバー会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 コアメンバー会議に議長をおくこととし、議長は財務部財産活用課長の職にある者をもって充てる。
- 3 議長は、コアメンバー会議を代表し、会務を総理する。
- 4 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した者がその職を代理する。
- 5 議長は、必要に応じ、事案に係るのある職員の出席を求めることができる。

### (事務局)

第4条 コアメンバー会議の事務局は、財務部財産活用課に置く。

### (期間)

第5条 本要綱は、令和7年度に次期大阪府ファシリティマネジメント基本方針が策定されたときに廃止される。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、コアメンバー会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月25日から施行する。

別表

部局	構成員
財務部	財政課長
	行政経営課長
	財産活用課長
都市整備部	住宅建築局公共建築室 計画課長

「大阪府ファシリティマネジメント基本方針（第2期）」

（大阪府公共施設等総合管理計画）

～参考資料編～

令和8年3月

大阪府

（問い合わせ先）〒559-8555 大阪府大阪市住之江区南港北1-14-16

大阪府 財務部 財産活用課

電話：06-6210-9186 FAX：06-6210-9190